

○和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例

平成 29 年 3 月 30 日

条例第 6 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 和泉市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条—第 10 条）

第 3 章 和泉市いじめ防止対策委員会（第 11 条—第 17 条）

第 4 章 和泉市いじめ問題調査委員会（第 18 条—第 22 条）

第 5 章 和泉市いじめ問題再調査委員会（第 23 条—第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき、和泉市いじめ問題対策連絡協議会、和泉市いじめ防止対策委員会、和泉市いじめ問題調査委員会及び和泉市いじめ問題再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 和泉市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、和泉市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（担任事務）

第 3 条 連絡協議会は、法第 14 条第 1 項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第 4 条 連絡協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから和泉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

（1） 和泉市立学校の校長会代表

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市の職員

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、連絡協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、生徒指導担当部署において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第3章 和泉市いじめ防止対策委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、和泉市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(担任事務)

第12条 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、法第1条に規定するいじめの防止等のための調査及び助言を行う。

(組織)

第13条 対策委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 臨床心理士

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第14条 対策委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 対策委員会の会議は、委員（関係委員を除く。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(準用)

第17条 第5条及び第8条から第10条までの規定は、対策委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは、「委員長」と、同条から第10条までの規定中「連絡協議会」とあるのは「対策委員会」と読み替えるものとする。

第4章 和泉市いじめ問題調査委員会

(設置)

第18条 法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、重大事態ごとに、和泉市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(担当事務)

第19条 調査委員会は、教育委員会の求めに応じ、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(組織)

第20条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 心理又は福祉の分野に精通している者
- (3) 弁護士
- (4) 医師
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は、委員となることができない。

(任期)

第21条 委員の任期は、当該調査が終了するまでとする。

(準用)

第22条 第8条から第10条まで及び第14条から第16条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条から第10条までの規定中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と第14条及び第15条中「対策委員会」とあるのは「調査委員会」と読み替えるものとする。

第5章 和泉市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第23条 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、和泉市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(担任事務)

第24条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(組織)

第25条 再調査委員会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 当該調査に係る事案について特別の利害関係を有する者は、委員となることができない。

(任期)

第26条 委員の任期は、当該諮問に係る調査が終了するまでとする。

(準用)

第27条 第6条、第8条から第10条まで、第15条及び第16条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条及び第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、第9条中「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、「生徒指導担当部署」とあるのは「人権施策担当部署」と、第10条中「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と、第15条中「対策委員会」とあるのは「再調査委員会」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第15条の臨時委員である者は、施行日に、改正後の和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第20条第2項の規定により、和泉市いじめ問題調査委員会の委員として委嘱されたものとみなす。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年和泉市条例22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略